

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和2年12月25日

金曜日

第4730号

目次

規 則	
○富山県報発行規則の一部を改正する規則	1
人事委員会規則	
○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	
○富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	5
公 告	
○令和2年度富山県井波木彫刻技能審査の実施	6
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	7
○県有財産（土地）の貸付に係る一般競争入札の実施	8

規 則

富山県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第68号

富山県報発行規則の一部を改正する規則

富山県報発行規則（昭和28年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条を削る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第7条を削る改正規定は、

公布の日から施行する。

(文書総務課)

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年12月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第28号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第11号中「10日」を「14日」に改め、同項第14号中「8週間目に」を「16週間目に」に改め、同項第22号中「（任命権者が特に必要があると認める職員にあつては6月1日から9月30日まで）の期間内」を「の期間（任命権者が特に必要があると認める職員にあつては、6月1日から10月31日までの期間内で任命権者が定める期間）内」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、第14号、第15号、第16号」を「から第16号まで」に、「第13号、第14号、第15号及び第16号」を「前項第13号から第16号まで」に改め、同項第2号中「第14号、第15号、第16号」を「第13号から第16号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年12月25日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第29号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「修了した医師」の次に「及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した歯科医師」を加える。

第3条第3号中「医師、薬剤師」を「医師、歯科医師、薬剤師」に改める。

第4条第2項中「医師」の次に「又は歯科医師」を加える。

別表第3中 「医師」 を 「医師又は歯科医師」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（人委・職員課）

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 滑川上市線	滑川市下梅沢 625番1から 滑川市下梅沢 863番まで	変更前		最大 10.0 最小 8.2	234.0	新川土木 センター
	滑川市下梅沢 625番1から 滑川市下梅沢 318番2まで	変更後		最大 11.6 最小 10.1	237.0	
県道 北野滑川イ ンター線	滑川市金屋1701番から 滑川市金屋1683番まで	変更前		最大 11.8 最小 8.5	130.1	新川土木 センター
		変更後		最大 26.2 最小 11.7	123.9	
県道 北野滑川イ ンター線	滑川市横道3775番から 滑川市栢山1518番まで	変更前		最大 13.4 最小 9.4	318.4	新川土木 センター
		変更後		最大 15.1 最小 10.9	318.4	
県道 三箇吉島線	魚津市横枕 771番1から 魚津市袋 319番まで	変更前		最大 21.1 最小 6.9	776.1	新川土木 センター
		変更後		最大 31.0 最小 9.5	776.1	

富山県告示第513号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月25日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 滑川上市線	滑川市下梅沢 625番1から 滑川市下梅沢 318番2まで	令和2年12月25日	新川土木 センター
県道 北野滑川イン ター線	滑川市金屋1701番から 滑川市金屋1683番まで	令和2年12月25日	新川土木 センター
県道 北野滑川イン ター線	滑川市横道3775番から 滑川市栃山1518番まで	令和2年12月25日	新川土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

令和2年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

令和2年度富山県井波木彫刻技能審査を次のとおり実施する。

令和2年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 等級の区分

1 級及び2 級

2 審査の期日及び場所

(1) 期日 令和3年2月9日(火)及び同月10日(水)の2日間

(2) 場所 南砺市井波 700番地の111

井波木彫刻工芸高等職業訓練校

3 審査の方法

学科試験及び実技試験(写生及び彫刻)

4 受験手続

令和3年1月4日（月）から同月15日（金）までに、南砺市北川 733番地（〒932-0226）井波彫刻協同組合に受験申請書を提出すること。

なお、郵送による場合は、令和3年1月15日（金）までの消印のあるものだけに限り有効とする。

5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合（電話0763-82-5179）に問い合わせること。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請のあった年月日

令和2年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コクリエ

3 代表者の氏名

善田 洋一郎

4 主たる事務所の所在地

富山県下新川郡朝日町南保1845番地

5 定款に記載された目的

この法人は富山県朝日町を起点に、地域に暮らす人々及び地域に関心がある人々に対して、移住定住の促進、関係人口の創出、地域振興、住環境などの整備に関する事業を行い、多様な価値観が共生し、誰もが希望や期待を感じられる持続可能な社会を共創する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

県有財産（土地）の貸付に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の貸付について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 入札に付する物件**

物件番号	所在地	面積（登記簿）	地目	予定価格	入札保証金
1	富山市千歳町1丁目4番2	947.91平方メートル	宅地	4,268,222円	426,823円
2	富山市新桜町3番2	749.94平方メートル	宅地	9,245,000円	924,500円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低貸付料をいう。

(2) 貸付期間

物件1 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年）

物件2 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年）

物件2は、令和6年3月31日を限度として、富山県と借受者の合意により1年毎に貸付期間を更新可能です。

なお、貸付期間の途中で借受者より契約を解除することはできません。また、貸付期間の途中で借受者の駐車場運営に配慮して県が契約を解除することはありません。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(2)については、お問い合わせください。

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和2年12月25日（金）から令和3年1月22日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課県有施設総合管理推進班
電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、令和3年1月22日（金）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 物件1 令和3年1月29日（金）午前10時30分から
物件2 令和3年1月29日（金）午前11時20分から
- (2) 場所 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁東別館1階入札室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は必ず、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 用途の制限

落札者は、貸付物件を有料貸駐車場として運営・管理しなければなりません。

11 質問受付

質問は、令和3年1月12日（火）午後5時15分までに富山県電子申請サービス又はFAXで提出してください。原則として電話での質問は受け付けません。

質問への回答はまとめて県ホームページに令和3年1月18日（月）に公開します。入札参加者は、県の質問への回答を了承したものとします。

なお、貸付対象物件に存置する構造物等に関する質問の際は、必ず該当する部分の写真を添付してください。

富山県電子申請サービス <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/8VqCoh2u>

FAX 076-444-3486

12 その他

県は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表するものとします。

13 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課県有施設総合管理推進班

電話番号 076-444-3172（直通）